

船舶インシデント調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年7月23日 14時50分ごろ
発生場所	山口県下関市蓋井島西方沖 蓋井島灯台から真方位300° 3.8海里付近 （概位 北緯34°07.8′ 東経130°43.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートひまわりは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年8月16日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ひまわり、5トン未満（長さ7.76m） 290-53555福岡、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力69.87kW、回転数 毎分3,400、4気筒、ボア84.0mm、使用燃料軽油、平成12 年機関製造、平成12年3月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、漂泊しながら釣りを行った後、別の釣り場に移動することとし、約17ノットの対地速力で航行した。</p> <p>本船は、釣り場に到着したので、船長が主機のスロットルを低速に切り替えたところ、主機が停止した。</p> <p>船長は、機関修理業者に連絡して助言を受けながら始動を試みたが原因が分からず、始動できなかったため、運航不能と判断し、118番通報を行った。</p> <p>本船は、海上保安庁からの救助の協力要請を受けて来援した水難救済会所属の漁船にえい航され、下関市吉母漁港に入港した。</p> <p>機関整備業者は、本インシデント後、主機の燃料噴射ポンプを開放し、同ポンプの吐出部に使用されているリングが経年劣化で損傷し、燃料が燃料噴射弁に供給できない状態であることを確認した。</p> <p>船長は、主機を本インシデントの約1年前に主機のオーバーホールをした際、燃料噴射ポンプに不具合が生じたことがなかったため、燃料噴射ポンプの整備を行っていなかった。</p> <p>船長は、主機の燃料噴射ポンプが約20年間使用されていたので、</p>

	<p>早めに整備すれば良かったと本インシデント後に思った。</p> <p>機関整備業者によれば、主機の燃料噴射ポンプの吐出部に使用されているリングの交換時期は決まっていないものの、定期的な点検を推奨していた。</p>
分析	<p>本船は、主機の燃料噴射ポンプが約20年間使用されていた中、同ポンプの吐出部に使用されているリングが経年劣化により損傷したことから、燃料漏れを起こし、主機への燃料の供給が止まって主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。</p> <p>船長は、燃料噴射ポンプに不具合が生じたことがなかったことから、主機のオーバーホール時に同ポンプの整備を行わなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、燃料噴射ポンプが約20年間使用されていた中、同ポンプの吐出部に使用されているリングが経年劣化により損傷したため、燃料漏れを起こし、主機への燃料の供給が止まって主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、業者の推奨する定期的な点検を重視の上、推奨がある場合には、定期的な点検を行ってもらい、必要であれば部品などの交換を行うことが望ましい。